



光ファイバ整備の円滑化について

令和5年12月1日
総務省
総合通信基盤局
電気通信事業部

1. 経緯

- 平成12年11月にIT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において取りまとめられた「線路敷設の円滑化の基本方針」を踏まえ、総務省、経済産業省及び国土交通省が協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定(※)。

※平成31年4月最終改正

2. 目的等

- 認定電気通信事業者(※)が設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者)の電柱・管路等を使用する場合に双方が遵守すべき標準的な取扱い方法を定めることにより、認定電気通信事業者による光ファイバ網の整備等を推進。

※ 認定電気通信事業者：電気通信事業法に基づき、線路等を設置するために他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として、総務大臣の認定を受けた者

(主な認定電気通信事業者)

NTT東西、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、J:COM、エネコム 等

- ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議に係る認可や裁定の運用基準として機能するもの。

3. ガイドラインの主な内容

- 設備保有者及び認定電気通信事業者が遵守すべき事項を規定
 - 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)
 - 電柱・管路等の貸与申込手続
 - 貸与拒否事由(拒否することのできる事由を限定列挙)
 - 貸与期間(原則5年間)
 - 貸与の対価(原価に基づく適正な設備使用料を対価として請求可能としている) 等

ガイドラインの改正時期と主な内容

平成14年：電柱共架の「一束化」に関する規定の追加

平成15年：支線の共用等に関する規定の追加

平成16年：使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加

平成19年：効率性の原則等の規定の追加

平成22年：対象設備として鉄塔等の追加

平成27年：設備撤去・移転時の通知等に関する規定の追加

平成29年：設備保有者及び認定電気通信事業者の責任に関する規定の追加、
ガイドラインの見直しに関する規定の改正

平成31年：ガイドラインの適用対象に認定電気通信事業者に鉄塔等の設備を
提供する者を追加

■公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月策定、平成31年4月最終改正）

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」にのっとり、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

(調査回答期間等)

第二条 設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内(必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。)に提供の可否を回答するものとする。

2 設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3 (略)

(貸与拒否事由等)

第三条

1～4 (略)

5 設備保有者は、設備の使用の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があった場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。なお、事業者は、設備保有者の事務負担に配慮し、通常想定されるスケジュールに従い作業が進捗していると認められる場合には、できる限り照会を行わないように努めるものとする。

(情報開示)

第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会(第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。)があったときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティーの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。(略)

【NTT東日本・西日本における運用状況】

<電柱添架について>

- 電柱への添架を希望する事業者との間で個別に利用契約を結び、情報を閲覧できるようにしている。(広く一般に公開していない)

<管路等について>

- ルートの公開は行っておらず、ケーブルを敷設する事業者等から問い合わせがあった場合に、当該ルートの提供可否を確認の上で回答。
- その際、機密保持条項を含む契約に基づき、第三者提供等の目的外利用を禁止した上で、ケーブル敷設工事の施工に必要な情報として、ルート・管路の位置等を必要な範囲に限定して当該事業者が開示している。
- また、問い合わせ時に事業者から複数ルートの検討要望があった場合、一括で調査の上で回答している。

(理由)

- 経営上の秘密に該当するとともに、事前に公開すると、政府等の機関が利用する回線を収容するルートの推計が可能となり、安全保障や公共の安全、ネットワークのセキュリティのリスクが懸念されるため。

1 制度の趣旨・概要

- 電気通信事業では、利用者利便と競争環境の確保のため、電気通信事業者の設備を相互接続することが不可欠。このため、全ての電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、自社のネットワークとの接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。
- 固定通信では、接続条件等の公平性・透明性や接続の迅速化を確保するため、業務区域におけるシェアが50%超の加入者回線(光ファイバを含む。)等の設備については、第一種指定電気通信設備として指定し、接続に係る約款を事前認可とするなどの特別な規制を課している(現状、NTT東日本・西日本の設備を指定)。

2 第一種指定電気通信設備制度に基づく情報開示

- NTT東日本・西日本は、指定された設備との接続を円滑に行うために必要となる情報(光ファイバの始点・終点、芯数、ケーブル長、空き情報等)については、セキュリティの観点等から、秘密保持条項を締結した事業者に対して、事業者向けウェブサイト上で開示(※)。

※ 接続約款、接続会計報告書、相互接続に係る解説書(ガイドブック)等については、一般に公開。

- なお、光ファイバのルート(途中経路)の情報については、①光ファイバには、政府や企業の重要回線等も合わせて收容されているところ、安全保障や公共の安全、ネットワークのセキュリティの観点、②NTT東日本・西日本の重要な経営上の秘密であること等から、非開示。
- また、NTT東日本・西日本は、他事業者からの、中継光ファイバの異経路構成(複数の光ファイバが異なる管路に收容されているなど、地理的に重複した区間がない構成)の求めに応じる手続を整備済。